

【新設】（特定株式の全部又は一部を有しないこととなった場合の意義）

66 の 13-7 措置法第 66 条の 13 第 11 項第 1 号に規定する「特定株式の全部又は一部を有しないこととなった場合」には、特定株式の併合によりその株式数が減少したことは含まれないことに留意する。

【解説】

- 1 本制度に規定する特別勘定を設けている法人が特定株式の全部又は一部を有しないこととなった場合には、特定株式を有しないこととなった日における特別勘定の金額のうち、その有しないこととなった株式に応じた一定の金額を益金の額に算入することとされている（措法 66 の 13⑪一、措令 39 の 24 の 2 ⑧）。

この「特定株式の全部又は一部を有しないこととなった場合」とは、特定株式を譲渡等したことによってその株式数が減少したことをいうのであり、株式の併合（会社法 180）による株式数の減少は含まれないことを本通達において明らかにしている。

- 2 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 98-7）を定めている。